



◆「JA グリーン長野農業実態調査：持続可能な農業振興に向けた基礎データの収集を実施いたします」

当組合では、「地域農業の発展」に向け、主要課題であります「組合員の農業所得増大と産地振興に向けた営農基盤強化」を実現させるため、令和7年度から3年間にわたる「中期3ヵ年計画」を樹立し、その実践に取り組んでおります。

この取り組みをすすめるにあたり、当組合の主要農業生産者である「生産部会員」のみなさまの農業経営状況や今後の展望などについてお伺いするための「農業経営実態調査」を行うとともに、この結果を踏まえ、農業の主要課題の解決に向けた取り組みや支援策をより効果的にすすめてまいりたく存じます。

つきましては、農作業のお忙しいところ大変恐縮ではございますが、主旨にご賛同いただき、調査にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施時期 : 令和7年9～10月頃を予定
2. 実施対象者: 生産部会部会員
3. 実施方法 : 紙媒体による、記述式

◆果樹産地再生支援対策事業(台風19号)・果樹経営支援対策整備事業(通常・自然災害)・産地生産基盤パワーアップ事業、改新植を実施した皆様へ

事業実施から8年間は、計画実施した内容を維持する必要があります。

このため、栽植した樹が枯死など欠損した場合は、計画内容に沿って、補植をする必要があります。今春に枯死や病害虫によって、伐採が必要になった場合は、今秋や来春に補植を実施してください。

また、事情により、実施農地で栽培が困難になった場合は、計画実施した内容と同等(面積・本数・品種など)の代替園地を用意して継続する事で、維持しているとみなされる場合がありますので、早めにご相談ください。

◆「チェック！ながの県農業サポートメール」紹介について

県では農業被害の未然防止と被害軽減を図るため、災害発生の恐れがある場合、農業者の皆さんに技術対策を直接お届けしています。現在、より迅速に、かつ確実に情報をお届けするため、民間の「メールマガジン」を活用した情報配信を無料でしていますので、ご活用ください。

1. メールマガジン(株)まぐまぐ
 - 1) 配信時期 : 災害の発生が予測される場合、その都度配信します。
 - 2) 受信 : スマートホン等の端末
2. 配信する情報
晩霜や台風の影響など農業災害が予想される時などに、事前対策などの情報をお知らせします。
3. 登録方法 【URL】 <http://www.mag2.com/m/0001627956.html> より

◆盗難に注意

農産物・資材・車両等の盗難に気を付ける。施錠する・園地に置きっぱなしにしない等の対策を実施する。

◆台風対策並びに定期的なかん水の実施について

台風の多い時期となっている。事前に対策を実施し備えておく。

昨年も、高温干ばつが続いて、果実の日焼け発生増加、りんごを中心に、生理落果が発生した。今後も高温が続く事が予想されているため、降雨が少ない場合は、定期的なかん水を実施し、樹体保護や、果実の健全な生育を助ける。

◆スモモヒメシンクイ対策について

シンクイムシ類は、果樹において、果実害等大きな問題となり、農家の収入に大きな影響を及ぼしてきました。特に、スモモヒメシンクイは、りんご・プルーン・スモモにおいて、甚大な被害となります。

発生源の一つとして、自家用等に園地のプルーン・スモモや庭先に植えられているハナモモ・ボケから、近隣の販売目的に栽培している果実へ飛来している事が、課題となっています。発生源にならないよう、管理作業をお願い致します。近所に見受けられる場合は、声掛けをしてください。

1. 被害果の処理方法

- ①落果した果実も含め“シンクイムシ類の被害果”はすべて集め、7日以上できるだけ長く水浸けし、果実内の幼虫を殺す。
- ②被害果を土中に埋めても浅いと羽化できるので、穴は深く掘って埋める。
浅く埋める場合は、基本的に水浸け後に埋める。
- ③肥料袋に被害果を詰めて口を縛り、炎天下に放置し、熱で殺した後に埋める。
- ④数量が多いとかさばるので、被害部分だけをくり抜いて処理しても良い。

スモモヒメシンクイの特徴

- 1. 卵期間は4～7日と短いのが特徴（20℃で約7日）
- 2. 孵化後直ちに果実内に食入し、約27日で成虫となる。
- 3. 交尾は羽化後2日目から行う。

2. その他対策

- ①薬剤防除等で管理をする。
- ②放任樹等シンクイムシ類の発生源となりそうな樹は伐採する。花桃・ボケなども含む

◆土壌分析診断の実施について

高品質の果実を毎年安定して生産する為には土壌分析を行い、土壌条件等を把握した上で土づくりと施肥をすることが大切です。果樹園の土作りの一助として活用いただくようご案内致します。

1. 申込みについて

- ①各流通センター・共選所に「申込用紙」（※表紙に令和6年8月作成と記載されている用紙）と「土を入れる専用の封筒」があります。
お手数ですが各自で必要分を取りに来ていただくようにお願いします。
土の採取方法なども申込用紙に記載してあります。
- ②希望する方は申込用紙と土を各流通センター・共選所に提出してください。施肥前の実施が基本。
遅くなるほど結果が出るまでに時間がかかります。早ければ1ヶ月、遅ければ2ヶ月かかります。
- ③診断結果は分かり次第連絡します。
- ④何件でも調査は可能です。
- ⑤土はしっかりと日陰で乾燥させてから提出して下さい。湿気っている場合は正確な測定値が出ません。
乾いていない場合は返却または乾くまで受付できない場合があります。

2. 検査内容について ※主なコース

コース	1件の費用	調査内容	調査点数
Aコース	1,200円	PH、CEC、リン酸、石灰、カリ、苦土など	8点
Bコース	3,700円	Aコース＋窒素＋微量要素など	16点
Cコース	2,100円	Aコース＋窒素など	11点

※果樹は9月礼肥前が診断としては最適です。ただし、混んでくる時期になります

◆令和8年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち

果樹先導的取組支援対策事業(国庫事業)について

令和8年度事業は、確定しておりませんが、予定で申込受付を致します。

内容は、令和7年度事業を参考にしています。変更がある場合がありますのでご了承下さい。

全体内容の詳細は、申込書に記載されています。相談は、地区果樹技術員まで。

1. 事業主旨

環太平洋パートナーシップ協定等の発効を見据え、産地の体質強化を図る取組を加速化させて国際競争力を一層高めていくため、国の事業を活用し、地域の営農戦略等に基づいて実施する施設整備や高収益作物・栽培体系への転換を図る取組、及び園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取り組みを総合的に支援されるものです。

2. 内容及び要件

審査、事業採択された場合、要件を満たすものについて、予算の範囲内で行われます。

1) 事業内容

事業区分	支援内容	実施面積	備考
改植・新植	定率事業費の 1/2 以内	おおむね 2a 以上	同一品種への改植不可
未収益期間	定額 22 万円/10a	—	
果樹棚	定率事業費の 1/2 以内	改植・新植と一体に設置または、改植・新植は果樹経営支援対策整備事業1次で同時申請。既存施設の解体・廃棄対象外	
小規模園地整備	定率事業費の 1/2 以内	おおむね 10a 以上 土壌土層改良のみ 2a 以上	園内道整備・傾斜の緩和・土壌土層改良・排水路の整備 盛り土規制法の対象になる場合は、手続きが必要
用水・かん水施設整備	定率事業費の 1/2 以内	おおむね 10a 以上	水源等対象外
防霜・防風施設	定率事業費の 1/2 以内		
雨よけ設備	定率事業費の 1/2 以内 (事業費上限 400 万円(税込)/10a かつ補助金上限額 160 万円/10a)	改植・新植と一体に設置	
高温対応資機材導入	定率事業費の 1/2 以内	遮光ネット、点滴かん水と一体的に導入するマルチ等の高温障害の発生低減に向けた資機材の導入など。既存設備があれば資材のみの導入も可能。	

2) 要件抜粋

①新植以外において、過去5年間以上、栽培指導要項等に即して栽培管理が行われ、結果樹園にあっては収穫の作業が行われている園地。

②長野県果樹振興品種又は地域振興品種、かつグリーン長野農業協同組合果樹産地構造改革協議会の産地計画に定められている振興品目・品種が植え付けられている事。(改・新植植え付ける事)

③産地計画に位置付けられる「担い手」であること。今後果樹経営を継続する意思のあるもので

(a 認定農業者又は特定農業法人 b 本人又は後継者が70歳未満 ab いずれかに該当)かつ、果樹栽培面積 30a以上。

④地域計画に

・対象者が地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)に記載がある。ただし、対象農地がある地域計画に記載がされている必要がある、

※居住する地域に記載があっても、対象農地がある出作先の地域計画に記載がなければならない。

対象農地が目標地図の区域内であること。また、果樹振興に係わる記載があること。又は、記載されるよう長野市に対し、意向を示しており、事業実施後4年以内に記載される事。

⑤農業振興地域内の農用地区域である事。(市街化区域・市街化調整区域は不可。)

3. 成果目標

成果目標を設定し、当該目標の実現に向けて取り組む必要があります。

目標年度は、事業実施年度の4年以内に確認となり、基本達成すべき条件となります。

目標は複数あるものから、選択します。いずれかを選択下さい。

1) 改植及び新植後の農業者の面積のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を8割以上とすること。

2) 販売額又は所得額の12%の増加(当該品目の全販売額又は所得額で比較)をさせること。

3) 防災設備の導入により、対象となる災害が大きく発生した年と比較して単収を1割以上増加させること

※防霜ファン・多目的防災網等の場合。

4年以内に成果目標の達成状況を報告するようになります。事業実施前・後の報告は、面積や販売額等です。またこれを証明するための資料を添付するようになりますので、販売伝票や、精算書など証拠書類を最初から準備しておいてください。

4. 留意事項

1) この事業は、申請年度にすべて完了する必要があります。(果樹経営支援対策整備事業で申請分は次年度)

申請後、補助金交付決定がされるまで、伐根、伐採、園地整備、施設設置、苗木購入植付はできません。

実施できる期間は、6か月程度です。交付決定後、すべて12月までに完了し、翌年1月までに支払いをすませる必要があります。

事業対象者の都合、業者の都合に関わらず、施設設置、苗木が間に合わない場合は、事業中止となりますが、基本的に事業承認後の中止は大きな問題になりますので、必ず間に合うか、事前に関係業者に確認の上、取り組んで下さい。

2) 事業実施から、4年後、8年後まで、現地確認・成果目標報告があります。補助金を交付された場合、計画通りの維持(自己資金で復旧)や達成が必要になります。また、不正等がありますと、補助金返還となる場合もありますので、十分理解の上、申込下さい。

なお、対象者自身が不測の事態になる事も考えられます。このため補助金について、親族、相続予定者、事業継承予定者に内容を説明し、理解をしておいていただく事も重要です。

計画承認、補助金交付決定後の面積増加、補助金増加は、国予算の都合上、できません。減少は可能。

増加した場合は、その部分は対象外となります。

3) その他事項については、申込書や地区果樹営農技術員に確認ください。

4. 申込方法

1) まずは、地区果樹技術員から申込書を受け取り、ご相談下さい。

2) 相談の上、必要事項を記入の上、**3社仮見積書並びに施設等の場合は、カタログ(自身で手配)を添付の上、提出下さい。**

3) **申込期日：令和7年11月末日まで**